

## 点訳・朗読(音訳) ボランティア養成講習会

視覚障がい者が利用する点字図書および録音図書の作成などを行うボランティアを養成する講習会の受講者を募集します。

◆と き：・点訳コース 6月～12月(全20回)  
・朗読(音訳)コース  
6月～11月(全17回)  
おおむね毎週火曜日 10:30～12:30

◆と ころ：ヴィレステ日吉津

◆対 象 者：基本的なパソコン操作ができ、講習終了後継続して活動ができる70歳以下の人

◆料 金：無料(テキスト代は実費負担)

◆定 員：・点訳コース 5人  
・朗読(音訳)コース 10人

◆申込方法：申込書を提出

◆申込締切：5月20日(月)必着

申し込み・問い合わせ先

鳥取県ライトハウス点字図書館

☎ 0859-22-7655

▲鳥取県  
ライトハウス  
点字図書館



## 鳥取県要約筆記者養成講習会

聞こえない、聞こえにくい人のコミュニケーション支援を行う要約筆記者を養成する講習会の受講者を募集します。

◆と き：6月17日(月)～11月11日(月)  
10:00～15:00

◆と ころ：米子コンベンションセンター

◆対 象 者：高校生以上で聞こえない・聞こえにくい人の福祉に理解と熱意を有する人

◆料 金：3,000円(テキスト代別途)

◆定 員：・手書きコース 10人  
・パソコンコース 10人

◆申込方法：郵送、FAX、申込フォーム

◆申込締切：6月7日(金)

申し込み・問い合わせ先

鳥取県中部聴覚障がい者センター

☎ 0858-27-2355

▲鳥取県中部  
聴覚障がい者  
センター



## 国民年金のお知らせ

### 令和6年度 国民年金の保険料額

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,980円(定額)です。

国民年金保険料は以下の方法で納付できます。

- ・[納付書使用時] 金融機関、コンビニエンスストア等で納付
- ・口座振替 ・クレジットカードによる納付
- ・ねんきんネットを活用した納付

※保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

### 学生納付特例の申請

国民年金保険料の納付が困難な学生に対する『学生納付特例制度』があります。これは、本人の所得が一定以下の場合、申請により、在学中の納付が猶予される制度です。この申請は、毎年度必要です。

### ◆申請方法

- ・以下の①②のいずれにも該当する人
  - ①令和5年度に学生納付特例により保険料納付を猶予されている人
  - ②令和6年度も引き続き同一の学校に在学予定の人
- ➔日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書に必要事項を記載し、返送
- ・4月以降に初めて申請をする人
  - ➔窓口またはマイナポータルでの手続きが必要

### ◆申請に必要なもの

- ・学生証の写し(両面)または在学証明書(原本)
- ・マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの(例)マイナンバーカード、年金手帳など
- ・本人確認書類(例)マイナンバーカード、運転免許証など

### ◆申請窓口

住民課、分庁総合窓口課

※スマートフォンなどを使い、マイナポータルから申請することもできます。

問い合わせ先

米子年金事務所

☎ 0859-34-6111

▲日本年金機構



大山を望む分譲地 「グラン伯耆」デビュー

— グラン伯耆 —  
*grand*  
HOUKI

全 28 区画 好評分譲中!!

伯耆町坂長  
[スカイタウン上(南側)]

坪単価 95,000円～  
(3.3㎡)あたり

詳細はこちら



販売主

カナート(プロダクツ)株式会社

お問い合わせ  
(0859) 39-1010

鳥取県知事(5)第1201号(社)全国宅地建物取引業保険協会会員(社)鳥取県宅地建物取引業協会所属 中国地区不動産公正取引業協会会員